

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

政府は、公務員の総人件費改革実行計画の中で、一般公務員とは別に「人員が多い」ということで、公務員の中でも教職員を狙い撃ちにして人件費削減を求めている。

これは、国民にとっての教育の重要性や水準の在り方、様々な教育問題をふまえた上での教育論から議論されたものでなく、財政縮減のみの議論から出されたものであり大変遺憾である。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、まだまだ日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数の多さなどに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

さらに、全国知事会や全国市長会等も要望しているように、「次期教職員定数改善計画の早期策定」や「教職員配置の更なる充実」が必要である。

一方、政府与党合意によって、06年度から義務教育費国庫負担金については、国負担が2分の1から3分の1に変更されるが、3分の1にすることは、地方交付税に依存する割合が高まることになる。

三位一体改革で今後の焦点は地方交付税であるが、その削減は必至と言えるため、全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではない。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところある。

よって、下記の事項について、早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。
また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
 - 2 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月27日

内閣総理大臣	小泉	純一郎	} 様
総務大臣	竹中	平蔵	
財務大臣	谷垣	禎一	
文部科学大臣	小坂	憲次	

兵庫県たつの市議会議長 竹内 豊